

京都市会委員会条例の一部を改正する条例（平成27年5月18日京都市条例第 1 号）

（市会事務局議事課）

常任委員会の委員の定数について、経済総務委員会及びくらし環境委員会の委員の定数を、それぞれ14名から13名に改めます。

この条例は、平成27年5月18日から施行することとしました。

京都市会委員会条例の一部を改正する条例を公布する。

平成27年5月18日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 1 号

京都市会委員会条例の一部を改正する条例

京都市会委員会条例の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号及び第2号中「14人」を「13人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(市会事務局議事課)